

日本COPD対策推進会議規約

平成22年12月16日制定

平成26年4月28日改正

(目的)

第1条 日本COPD対策推進会議（以下「推進会議」という。）は、COPDの発症予防、合併症防止等のCOPD対策をより一層推進し、国民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 推進会議は、前条の目的に賛同する別紙団体をもって構成する。

なお、構成団体の賛同のもと協力団体を置くことができるものとする。また、都道府県、及び市区町村においても、COPD対策推進会議を設置することができるものとする。

(組織)

第3条 推進会議に会議運営の企画・調整を行う幹事会を置く。

(役員)

第4条 推進会議に会長、副会長、及び幹事を置く。

2. 会長及び副会長は、構成団体の互選による。
3. 幹事は構成団体からの推薦による。
4. 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

(会議)

第5条 幹事会は必要に応じ随時開催するものとする。

(細則)

第6条 本規約に定めるものの他、推進会議の運営に関し必要な事項は、幹事会の議を経て別に定めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、会長に選任された団体の事務局が担当する。

日本COPD対策推進会議構成団体

日本医師会

日本呼吸器学会

結核予防会

日本呼吸ケア・リハビリテーション学会

GOLD日本委員会